



ミンガラバードー

認定 NPO法人
日本・ミャンマー
医療人育成支援協会

〒700-0023
岡山県岡山市北区駅前町2丁目4番23号
TEL:086-224-0102
URL:<http://www.mjcp.or.jp>

手術指導やシンポジウム 総会、事業計画を承認



事業計画などの説明を聞く協会員ら
＝岡山市中区のホテル

協会の第7回総会が7月28日夕、岡山市中区浜の岡山プラザホテルであり、2011年度の事業報告と収支決算、12年度の事業計画と収支決算がいずれも承認された。同日現在で会員435人、法人などの賛助会員12、役員20人。12年度の主な事業計画は次の通り。

2012年度収支予算

〔収入の部〕		
費目	予算(円)	説明
繰越金	2,710,326	前年度より繰越
会費・入会金	2,150,000	会費250人、入会金50人 賛助会費10人、
寄付金	1,000,000	役員運営協力金ほか寄付金
補助金	500,000	岡山県補助金
雑収入	93,674	利子、広告料ほか
合計	6,454,000	

〔支出の部〕		
費目	予算(円)	説明
事業費	2,500,000	ミャンマー医療人の研修等1,500,000 公的機関と協力して支援400,000 ミャンマーでの医療実践を支援200,000 組織活動の公表400,000
会議費	50,000	総会懇親会等
光熱水費	160,000	研修医宿舎電気、ガス、水道代
通信運搬費	170,000	機関紙発送費、電話代等
消耗品費	30,000	事務用品等
印刷費	30,000	総会資料等印刷費
負担金支出	5,000	岡山県国際団体協議会等負担金
支払手数料	25,000	郵便振替手数料等
借入金返済	1,440,000	借入金の返済
諸謝金	50,000	総会時のアトラクション等
予備費	1,994,000	
合計	6,454,000	



躍動感あふれる「うらじやおどり」

会場を盛り上げたのは、岡山に伝わる温羅(うら)伝説にちなんだ「うらじやおどり」。数ある踊り連の中でも、コンテストで何度も最高賞をとっている「俄嘉屋(にわかや)」(山本たくお代表)のグループが、色鮮やかな衣装でダイナミックな踊りを次々披露した。会員の中には踊りの輪に入つて、見様見真似で踊りだす姿もみられた。

「うらじやおどり」に盛り上がる 懇親会に50人、交流深める

総会後、懇親会が開かれ、約50人が参加して交流を深めた。

会場を盛り上げたのは、岡山に伝わる温羅(うら)伝説にちなんだ「うらじやおどり」。数ある踊り連の中でも、コンテストで何度も最高賞をとっている「俄嘉屋(にわかや)」(山本たくお代表)のグループが、色鮮やかな衣装でダイナミックな踊りを次々披露した。会員の中には踊りの輪に入つて、見様見真似で踊りだす姿もみられた。

皆さん、まず右上をご覧ください。ミンガラバードーの題字の右側に「認定NPO」とあります。私たちの日本・ミャンマー医療人育成支援協会が、これまでのNPOから認定NPOに変わったのです。たった2文字がついただけですが、これによって協会への寄付や会費が税制上、控除の対象となる優遇措置を受けられます。協会にとても寄付などを呼びかけやすくなり、より層、活動を充実することができるようになります。

協会、認定NPOに

協会の設立から6年。ことし6月1日付で、国税庁長官から認定NPOが認定された。認定には、NPOとしての運営や事業が適正かどうかに加えて、活動が公益の増進に役立ついるかなどの一一定の要件を満たさなければならぬ。

ミャンマーから若い医療関係者を招いての研修、日本から医師や研究者らを派遣しての指導、会員らの

寄付によるミャンマーでの診療所開設…。協会が認定NPOになったことは、これら数々の活動が高く評価された証明といつてよい。

P.O.は、ことし2月現在、同市の調査では2009団体。このうち認定NPOになつてているのは、自然エネルギー普及と心のケアに取り組む2団体だけだ。

〒700-0811
岡山県岡山市北区番町二丁目6番
7号
特定非営利活動法人 日本・ミャンマー医療人育成支援協会
岡田一茂 殿

課
法
平成24

国税庁長官 川北 力

認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書(通知)
平成24年1月25日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受け、下記の期間を有効期間として認定するので通知します。

国税庁長官からの認定通知書

今回の認定により、協会への寄付(会費を含む)に対する税制上の優遇措置は3点だ。
①個人の寄付は所得控

個人の寄付
所得控除か税額控除
法人の寄付
損金算入限度額の拡大

除と税額控除の有利な方を選ぶことができる。所得控除は寄付金から2千円を引いた金額を総所得金額から控除、税額控除は寄付金40%を所得税額から控除であります。

②法人の寄付は損金算入限度額の枠が拡大される。
詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.p-tax.go.jp/>)を参照。または寄りの税務署などに問い合わせればよい。

③相続人が相続した財産を寄付した場合、寄付分は相続税が非課税になる。

